

横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱

制 定 令和 5 年 9 月 29 日 健医援第 1149 号（局長決裁）

最近改定 令和 8 年 8 月 3 日 健医援第 1369 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 本補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 本補助金は、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）及び児童福祉法の一部を改正する法律（以下「児童福祉法」という。）に基づき、難病及び小児慢性特定疾病に関する調査研究の推進を図るため、難病法第 6 条第 1 項に規定する臨床調査個人票及び児童福祉法第 19 条の 3 第 1 項に規定する医療意見書を、難病・小慢データベースへ登録する医療機関のシステム環境整備の促進を目的とする。

（用語の定義）

第 3 条 この要綱における用語の定義は、この要綱に定めるもののほか、補助金規則の例による。

（交付対象者）

第 4 条 本補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者が勤務する医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所（以下「医療機関」という。）を設置・運営する法人または個人とする。

（1）難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 121 号）

第 15 条第 1 項第 1 号に規定する難病指定医及び同項第 2 号に規定する協力難病指定医

（2）児童福祉法第 19 条の 3 第 1 項に規定する指定医

（補助の対象及び金額）

第 5 条 本補助金の対象となる経費は、臨床調査個人票及び医療意見書をオンライン登録するための環境整備に要する経費のうち次に掲げる経費とする。

（1）パソコン端末及びプリンタの購入経費

（2）ネットワーク環境の整備経費

(3) 医療機関内のシステム改修経費

- 2 補助金額は、10 万円（補助基準額）と補助対象の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方に2分の1を乗じて得た金額（1,000 円未満の単数があるときはこれを切り捨てた額）とする。ただし医療機関あたり上限5万円とし、同一医療機関について、本補助金の申請を複数回することはできないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金規則第5条1項の規定により、本補助金の交付を受けようとする者は、横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類（写しでも可）を添付しなければならない。

(1) 見積書

- (2) パソコン端末及びプリンタの仕様書（パンフレット又はカタログ等でも可）もしくはネットワーク環境整備や医療機関内のシステム改修についての説明資料

(3) その他事業の参考となる資料

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額のうち、消費税法（昭和63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への添付又は記載を省略させることができる書類及び事項は、補助金規則第5条第2項第1号から第4号に定められたものとする。

(交付決定通知)

第7条 市長は前条1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金規則第8条の規定により横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果により、本補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(申請の取下げの期日)

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから10日後の日とする。

(申請内容の変更)

第9条 補助金規則第5条第1項第2号から第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金変更申請書(第4号様式)を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 本補助金の交付決定額が変更となった場合は、横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金変更承認書(第5号様式)により、通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは補助金規則第14条第1項の規定により、横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金実績報告書(第6号様式)を速やかに市長に提出するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、申請者は、実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

3 同条第4項の規定により、市長が補助金実績報告書への添付又は記載を省略させることができる書類及び事項は、同条第1項第3号から第5号に定められたものとする。

(補助金額の確定通知)

第11条 補助金要綱第15条の規定による補助金の確定の通知は、横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金確定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金請求書(第8号様式)により行わなければならない。

(補助金の返還)

第13条 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。返還期日は、市長がその都度指定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一

部の返還を求めることができる。

(財産処分の制限)

第 14 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）を準用する。

(関係書類の保存期間)

第 15 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、申請者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 9 号様式）により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則（令和 5 年 9 月 29 日要綱第 1149 号）

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 8 月 3 日要綱第 1369 号）

この要綱は、令和 8 年 8 月 3 日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

横 浜 市 長

住 所
申請者
氏 名

（ 法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 ）

横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請書

横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号）及び横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱を遵守します。

1 医療機関名

住 所：
名 称：
指定医番号：

2 補助金交付申請額

総事業費 ①	基準額 ②	①と②のうち 少ない額 ③	交付申請額 (③ × 1/2)
円	100,000 円	円	円

※交付申請額は、1,000 円未満は切り捨て

3 添付資料

- ・見積書
- ・パソコン端末及びプリンタの仕様書（パンフレット又はカタログ等でも可）もしくはネットワーク環境整備や医療機関内のシステム改修についての説明資料
- ・その他事業の参考となる資料

※ この様式は適宜修正して使用できるものとする。

第2号様式（第7条第1項関係）

第 号
年 月 日

住 所
申請者
氏 名

横浜市長

横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金について、
次のとおり交付を決定しましたので通知します。

1 医療機関名

住 所：

名 称：

2 交付決定額 金 _____ 円

3 交付の時期

【交付条件】

- 1 この補助金は「横浜市医療機関オンライン化支援事業」のために使用し、他に流用しないでください。
- 2 当該事業に係る予算、決算関係書類及び収入、支出関連の帳簿等は、事業終了後、5年間保管してください。
- 3 この補助金の使途について、必要があると認めるときは、調査を行うことがあります。
- 4 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときは、全部又は一部の返還を求めることがあります。

※ この様式は適宜修正して使用できるものとする。

第3号様式（第7条第2項関係）

第 号
年 月 日

住 所
申請者
氏 名

横浜市長

横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のあった横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金について、
次のとおり不交付を決定しましたので通知します。

1 医療機関名

住 所：

名 称：

（理由）

※ この様式は適宜修正して使用できるものとする。

第4号様式（第9条第1項関係）

年 月 日

横 浜 市 長

住 所
申請者
氏 名

（ 法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 ）

横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金変更申請書

年 月 日 第 号により交付決定を受けた当該事業について、次のとおり内容に変更があったので届け出ます。

1 医療機関名

住 所：

名 称：

指定医番号：

2 変更内容

3 変更時期

4 理 由

※ この様式は適宜修正して使用できるものとする。

第5号様式（第9条第2項関係）

第 号
年 月 日

住 所
申請者
氏 名

横浜市長

横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金変更承認書

年 月 日に申請のあった横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金変更申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 医療機関名
住 所：
名 称：

（変更承認内容）

※ この様式は適宜修正して使用できるものとする。

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

横 浜 市 長

住 所
申請者
氏 名

（ 法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 ）

横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金実績報告書

年 月 日 第 号により交付決定された標記補助金に係る補助事業の実績について、次のとおり報告します。

1 医療機関名

住 所：

名 称：

2 補助金の執行実績

交付決定額 金 _____ 円

執行額 金 _____ 円

差 額 金 _____ 円

3 添付資料

（1）所要額及び支出額内訳書

（2）補助金申請に係る支出がわかる領収書等

（3）その他

※ この様式は適宜修正して使用できるものとする。

第7号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

住 所
申請者
氏 名

横浜市長

横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金確定通知書

年 月 日に実績報告のありました横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金について、次のとおり補助金額を決定しましたので通知します。

1 医療機関名

住 所：
名 称：

2 補助金額（確定） 金 _____ 円

※ この様式は適宜修正して使用できるものとする。

第 8 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

横 浜 市 長

住 所
申請者
氏 名

（ 法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 ）

横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金請求書

年 月 日 第 号にて補助金交付決定通知のありました標記補助金について、
下記のとおり請求します。

1 医療機関名
住 所：
名 称：

2 交付請求額
交付請求額 金 _____ 円

3 振込先

金融機関名・支店		種別	当座 普通
口座番号			
(フリガナ) 口座名義			

※代表者と口座名義人が異なる場合、委任状を添付してください。

※ この様式は適宜修正して使用できるものとする。

第9号様式（第16条関係）

年 月 日

横浜市長

住 所
申請者
氏 名

（ 法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 ）

横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日第 号にて交付決定のあった横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 医療機関名

住 所：

名 称：

2 横浜市から交付された補助金等の額の確定額 金 円

3 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

4 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円

5 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円

6 添付資料

（1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類
（別紙1）

（2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

（3）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

※ この様式は適宜修正して使用できるものとする。

第 9 号様式（別紙 1）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 医療機関名
- 2 所在地
- 3 代表者氏名
- 4 補助事業名
- 5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

第9号様式（別紙1）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 医療機関名

2 所在地

3 代表者氏名

4 補助事業名

5 補助金（申請・実績・確定）額 金 円

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円

7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ	課税売上げ 対応分	非課税売上 げ 対応分	共通対応分	非課税仕入 れ	合計
経 費 の 内 訳							
	計						

（2）課税売上割合 %

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法